

事業者の資金繰り等への所要の措置を前提に個人保証の原則廃止を求める意見書

個人保証は、保証人の経済生活に重大な影響を及ぼす可能性があることから、古くから警鐘を鳴らされ続けている契約類型です。にもかかわらず、主債務者との情誼から個人が保証人となることが絶えることなく、近時破産などの多数の被害を生じさせています。

この点、保証人の責任を軽減させるために裁判実務でも幾多の努力が重ねられているが、なお、不十分であると言わざるを得ません。

個人保証被害の抜本的な救済のためには、情誼性に基礎を置く前近代的な個人保証制度を原則として廃止する必要があります。また、信用保証協会が行う保証制度では、原則として経営者本人以外の第三者を保証人として求めておらず、金融庁も、金融機関に対する監督指針において、経営者以外の第三者の連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立を求める等、経営者保証を除き、個人保証を原則として廃止する方向に進みつつある。

そこで、法制審議会民法（債権関係）部会において検討されている民法（債務関係）の改正に当たり、保証制度を下記のとおり改正されることを強く要請します。

記

1. 個人保証を原則として廃止すること。
2. 個人保証の例外は、経営者保証等極めて限定的なものに限るものとする。
3. 例外として許容される個人保証においても、次に掲げる保証人保護の制度を設けること。
 - (1) 現行民法に定める貸金等根保証契約における規律（民法465条の2ないし465条の5）を個人が保証人となる場合のすべての根保証契約に及ぼすものとする。
 - (2) 債務者は、保証契約を締結するときは、保証人となろうとする者に対する説明義務や債務者の支払能力に関する情報提供義務を負い、債務者がその義務に違反した場合は、保証人は保証契約を取り消すことができるものとする。
 - (3) 債務者は、保証契約の締結後、保証人に対し、主たる債務者の遅延情報を通知する義務を負うこと。
 - (4) 過大な保証を禁止する規定や保証債務の責任を減免する規定を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月26日

岐阜県恵那市議会

衆議院議長	伊吹 文明 殿	参議院議長	平田 健二 殿
内閣総理大臣	安倍 晋三 殿	法務大臣	谷垣 禎一 殿
財務大臣	麻生 太郎 殿	経済産業大臣	茂木 敏充 殿

各宛